

# 平成26年度からの個人町民税・県民税 均等割額の加算について

問 財務課 町税係 ☎62-9122

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、全国的に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、地方税法の特例を定める「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律」が制定されました。

それにより、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、個人町民税・県民税の均等割額に1,000円（町民税500円、県民税500円）が加算されます。



## 【均等割額の改正】

均等割	(平成25年度まで)	改正 平成26年度から
町民税	3,000円	3,500円
県民税 (※注1)	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

※注1 長野県の県民税均等割額には、「長野県森林づくり県民税（500円）」が上乗せされています。

長野県森林づくり県民税500円の加算については平成24年度まででしたが、県条例の改正により平成29年度まで延長されています。

長野県森林づくり県民税について詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminze/index.html>

## 【訓練】緊急地震速報による避難訓練について

問 総務課 防災・危機管理係 ☎62-9325

皆さん、強い地震が起こったとき、どの様に避難されますか？

緊急地震速報を見聞きして、強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、慌てずに身を守る行動をとるには、予めどのような行動をとるかを知り、実際に行動してみることが大切です。

そこで、富士見町では全国一斉放送される緊急地震速報を同報（野外）スピーカーと告知放送を通じ、放送します。有事に備え、避難訓練をしてみましよう。

**【訓練日時】 6月5日（木）午前10時15分ころ**

**地震発生時には、「身の安全確保」をすることが最優先です。**

- ① まず身の安全（地震発生0分～2分）
  - ・落下物から身を守るため、机の下に入りましょう。
  - ・クッション、雑誌などで頭を保護しましょう。
  - ・家具から離れましょう。
  - ・ガラス面から離れましょう。
- ② 大揺れがおさまった（地震発生2分～5分）
  - ・台所やストーブなど火の始末をしましょう。避難の時は、ブレーカーやガスの元栓も切っておきましょう。
- ③ 火の始末のあと（地震発生5分～10分）
  - ・家族の身の安全を確認、確保し、災害情報や避難情報を入手しましょう。
  - ・避難可能な出口も確保しましょう。

